

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>．監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>- 3 諸手続（共通編）</p> <p>- 3 - 3 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>(1) 基本的留意事項 ~ (略) <u>店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類の記載事項のうち、日時については時刻の記載を要しない。</u> __ ~ __ (略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p><u>．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>- 3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 1 法令等遵守態勢 (略)</p> <p>(1) 区分管理に係る留意事項 <u>店頭デリバティブ取引業者が店頭金融先物取引（金商業等府令第79条第2項第2号に掲げる取引）に係る金銭その他の保証金を管理するにあたり、金商業等府令第143条第1項第3号に規定されるカバー取引相手方への預託を行っている場合、当該保証金のうちカバー取引に該当しない自己取引に係る保証金がある場合は、カバー取引に係る保証金と自己取引に係る保証金とを明確に区分して管理</u></p>	<p><u>．監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>- 3 諸手続（共通編）</p> <p>- 3 - 3 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>(1) 基本的留意事項 ~ (略) (削除) __ ~ __ (略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p><u>．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>- 3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 1 法令等遵守態勢 (略)</p> <p>(1) 区分管理に係る留意事項 <u>店頭デリバティブ取引業者が店頭通貨関連デリバティブ取引等（金商業等府令第123条第4項に規定する取引等をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理する場合、以下の点に留意して監督するものとする。</u> <u>金商業等府令第143条第1項第1号に定める信託（顧客区分管理信託）を、金商法第43条の2第2項に定める信託（顧客分別金信託）を、</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>しているか。</u> <u>カバー取引相手先へ預託した保証金について、相場の変動等により追加すべき保証金が発生した場合には、自己勘定において支払うこととし、顧客勘定として管理する他の顧客の保証金をこれに充てることがないよう管理しているか。</u></p>	<p><u>託)と明確に区分して管理しているか。</u> <u>金商業等府令第143条の2第1項第5号に規定する個別顧客区分管理金額(顧客ごとに預託を受けた金銭又は保証金の額)及び顧客区分管理必要額(個別顧客区分管理金額の合計額)を適切に算定しているか。</u> <u>また、顧客区分管理必要額の計算に当たっては、顧客から預託を受けた金銭又は保証金に、次のイからハまでに掲げる額を加減算しているか。</u> <u>イ. 実現損益</u> <u>ロ. 評価損益</u> <u>ハ. スワップ損益</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>金商業等府令第143条の2第1項第6号の信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額に満たないこととなるかどうかの判定を、顧客区分管理必要額の計算基準となる時点の属する日本時間における日としているか。例えば、日本時間における特定の日の午前7時からその翌日(以下「計算日」という。)の午前7時までの取引について、計算日の午前7時を基準時点として顧客区分管理必要額の計算を行う場合には、計算日の翌日から起算して2営業日以内に不足額を追加しているか。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>顧客区分管理信託の受託者である金融機関等からカバー取引相手方に対して保証状等(以下「LG」という。)が差し入れられる場合、LGに基づく支払いがなされた場合でも、常に、信託財産が顧客区分管理必要額を上回ることとなっているか。また、店頭デリバティブ取引業者に係る破産手続・再生手続・更生手続の開始の申立て等により顧客区分管理信託が終了する場合において、顧客に対する金銭又は保証金の返還がカバー取引相手方に対する支払いに優先する契約内容になっているか。</u> <u>区分管理の状況について、例えば、定期的に、公認会計士若しくは監査法人等による外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理しているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p> <p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項 ~ (略) 区分管理の状況 <u>保証金をカバー取引相手方へ預託している場合には、金商業等府令第94条第1項に規定するカバー取引相手方の情報に加え、カバー取引相手方での口座設定の状況及び保証金の管理の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</u></p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p><u>区分管理状況の適切性を確認するため、少なくとも週1回、顧客区分管理信託の残高証明書及び顧客区分管理必要額を算出した書面の提出を求めることとする。</u></p> <p><u>区分管理状況の適切性を確認するため、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めることとする。</u></p> <p><u>その他、日常の監督業務を通じて把握された店頭デリバティブ取引業者の法令等遵守態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項 ~ (略) 区分管理の状況 <u>金商業等府令第143条第1項第1号に定める顧客区分管理信託の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p><u>ロスカット取引</u> 店頭通貨関連デリバティブ取引等を行う場合には、ロスカット取引(金商業等府令第123条第1項第21号の2に規定する取引をいう。以下同じ。)に関する取決めを設けていること及びその内容について、適切な説明を行っているか。また、ロスカット取引が予定どおり行われなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>低スプレッド取引</u> スプレッド又は手数料が特に低い取引(以下「低スプレッド取引」という。)を提供する店頭通貨関連デリバティブ取引等業者が、広告等でスプレッド又は手数料が低いことを強調する表示をしている場合には、例えば、以下のようなおそれが生じていないか。 イ.他に顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用があるにも関わらず、顧客が支払う対価又は費用が、実際よりも著しく低額であるかのように誤解させるおそれ ロ.顧客が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違(スリッページ)が生じ、広告等で表示するよりも高いスプレッドで取引を行うこととなるおそれ</p>
<p>(4) 契約締結前の書面交付に係る留意事項 ～ (略) 金商業等府令第94条第1項第4号に規定する「預託先」には、保証金等の預託先となる金商業等府令第143条第1項各号に掲げる預託先の具体的な名称を記載することとする。</p>	<p>(4) 契約締結前の書面交付に係る留意事項 ～ (略) 金商業等府令第94条第1項第4号に規定する「預託先」には、保証金等の預託先となる金商業等府令第143条第1項第1号又は第2号イからニまでに掲げる預託先の具体的な名称を記載することとする。</p>
<p>(5)～(7) (略)</p> <p>- 3 - 3 - 4 <u>店頭金融先物取引</u>に係るリスク管理態勢</p>	<p>(5)～(7) (略)</p> <p>- 3 - 3 - 4 <u>店頭通貨関連デリバティブ取引等</u>に係るリスク管理態勢</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>顧客を相手方として取引を行う通貨に係る店頭金融先物取引について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>顧客を相手方として行う店頭通貨関連デリバティブ取引等について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ロスカット取引に係る留意事項</p> <p><u>顧客の損失が顧客が預託する証拠金を上回ることがないように、価格変動リスクや流動性リスク等を勘案してロスカット取引を実行する水準を定めているか。</u></p> <p><u>ロスカット取引に関する取決めを明確に定めた社内規程等を策定し、顧客との契約に反映しているか。</u></p> <p><u>取引時間中の各時点における円貨に換算した顧客のポジションを適切に把握し、上記の水準に抵触した場合には、例外なくロスカット取引を実行しているか。</u></p> <p><u>ロスカット取引を実行した状況を、定期的に又は必要に応じて随時に、取締役会等に報告しているか。</u></p> <p>(5) 低スプレッド取引に係る留意事項</p> <p><u>低スプレッド取引を提供する店頭通貨関連デリバティブ取引等業者は、相当程度の取引量を確保・維持しなければ、財務状況が悪化するおそれがある。一方、経営の安定を確保するに足る取引量について、適切に管理できる態勢を整備する必要がある。</u></p> <p><u>こうしたことから、例えば以下のような点を含め、十分なリスク管理態勢を構築しているか。</u></p> <p><u>全社的なリスク管理態勢の整備(例えば、リスク管理基本方針の策定等)を行う際に、低スプレッド取引に伴うリスクを十分認識し、適切に反映しているか。</u></p> <p><u>低スプレッド取引の提供を開始する際には、その収益構造及び取</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(4) 監督手法・対応</p> <p><u>日常の監督事務を通じて把握された店頭金融先物取引業者のリスク管理態勢に関する課題及び対応状況については、ヒアリングや金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を通じて把握することとする。また、当該業者の状況が公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p>	<p><u>引量に照らして十分な収益性を確保できるかを検討した上で、スプレッド又は手数料を決定しているか。また、当該決定について、自社の収益構造及び取引量の変化等を踏まえて定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っているか。こうした手続きについて、社内規程等において明確化しているか。</u></p> <p><u>低スプレッド取引を提供する店頭通貨関連デリバティブ取引等業者は、当該取引の取引量、取引内容及び自社の財務状況に与える影響等を把握し、適時適切に取締役会等に報告する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>低スプレッド取引を提供する店頭通貨関連デリバティブ取引等業者は、その想定する収益構造を実現するため、システムその他の必要な態勢を十分に整備しているか。また、実際の収益状況を随時検証し、当該態勢を適切に見直しているか。</u></p> <p>(6) 監督手法・対応</p> <p><u>店頭通貨関連デリバティブ取引等業者のリスク管理態勢の適切性を確認するため、ヒアリング等を通じて、店頭通貨関連デリバティブ等取引業者の提供する商品や取引の内容(スプレッド及び手数料等)を把握するものとする。</u></p> <p><u>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された店頭通貨関連デリバティブ取引等業者のリスク管理態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、店頭通貨関連デリバティブ取引等業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 4 諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 4 - 1 登録</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)</p>	<p>- 4 諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 4 - 1 登録</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 新規登録申請に係る留意事項 <u>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。</u> <u>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、原本によるものとする。</u> <u>純財産額(金商法第29条の4第1項第5号口に規定する純財産額をいう。)を算出した書面の疎明資料</u> <u>金商法第29条の4第1項第6号イに規定する比率を算出した書面の疎明資料</u> <u>直近月の純財産額及び自己資本規制比率を算出した書面の疎明資料</u> <u>通貨関連デリバティブ取引等(金商業等府令第123条第1項第21号の2に規定する取引等をいう。)を業務として行おうとする業者については、金銭の区分管理を行うため信託会社又は信託業務を営む金融機関に開設した信託口座に係る信託契約書の写し又はそれに準ずる書面</u></p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)</p>
<p>- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 2 - 2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p>	<p>- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 2 - 2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 2 - 2 - 1 法令等遵守態勢</p> <p>市場デリバティブ取引業者（金商法第28条第2項3号に規定する行為を業として行う者をいう。以下同じ。）が、デリバティブ取引市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、市場デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立し、ひいてはデリバティブ取引市場の信頼を確保する上で需要である。</p> <p>こうした市場デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p>- 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>- 2 - 2 - 1 法令等遵守態勢</p> <p>市場デリバティブ取引業者（金商法第28条第2項第3号に規定する行為を業として行う者をいう。以下同じ。）が、デリバティブ取引市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、市場デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立し、ひいてはデリバティブ取引市場の信頼を確保する上で需要である。</p> <p>こうした市場デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p><u>なお、市場デリバティブ取引業者が、市場通貨関連デリバティブ取引等（金商業等府令第123条第3項に掲げる取引等をいう。以下同じ。）に関し顧客から金銭の預託を受ける場合には、当該行為が有価証券等管理業務に該当するため、第一種金融商品取引業の登録が必要であることに留意する。市場デリバティブ取引業者が市場通貨関連デリバティブ取引等に関し顧客から預託を受けた金銭を取引所に預託せずに管理する場合の法令等遵守態勢に係る留意事項及び監督手法は、 - 3 - 3 - 1 に準ずるものとする。</u></p> <p>- 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) 市場通貨関連デリバティブ取引等業者の説明責任に係る留意事項</u> <u>市場通貨関連デリバティブ取引等業者が、顧客から預託を受けた金銭を取引所に預託せずに管理する場合の説明事項に係る留意事項は、 - 3 - 3 - 2 (3) に準ずるものとする。また、市場通貨関連デリバティブ取引等業者が行うロスカット取引に関する説明事項に係る留意事項は、 - 3 - 3 - 2 (3) に準ずるものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</u></p> <p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 1 登録</p> <p>- 3 - 1 - 1 投資運用業</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>- 2 - 2 - 4 市場通貨関連デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢</p> <p><u>顧客を相手方として行う市場通貨関連デリバティブ取引等について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、- 3 - 3 - 4 (4) 及び(6) の各規定に準ずるものとする。</u></p> <p><u>. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</u></p> <p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 1 登録</p> <p>- 3 - 1 - 1 投資運用業</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 新規登録申請に係る留意事項</p> <p><u>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないか確認することとする。</u></p> <p><u>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、原本によるものとする。</u></p> <p><u>純財産額(金商法第29条の4第1項第5号口に規定する純財産額をいう。)を算出した書面の疎明資料</u></p> <p><u>直近月の純財産額を算出した書面の疎明資料</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>・ 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>- 1 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、 - 2（ - 2 - 3 - 4（2）、 - 2 - 6（1）、 - 2 - 8（3）及び - 2 - 9を除く。）及び - 3 - 1（ - 3 - 3 - 1（1）、 - 3 - 3 - 2（3））から__まで及び - 3 - 3 - 4を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りではない。） - 2及び - 2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、委託金融商品取引業者において算出したものを使用することができるものとする。</p>	<p>・ 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>- 1 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、 - 2（ - 2 - 3 - 4（2）、 - 2 - 6（1）、 - 2 - 8（3）及び - 2 - 9を除く。）及び - 3 - 1（ - 3 - 3 - 1（1）、 - 3 - 3 - 2（3））から__まで及び - 3 - 3 - 4を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りではない。） - 2及び - 2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、委託金融商品取引業者において算出したものを使用することができるものとする。</p>
<p>・ 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）</p> <p>- 1 <u>外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引</u></p> <p><u>（1）外国証券業者に関する法令の基本的考え方</u> 外国証券業者は、日本国内における有価証券関連業の本拠として設ける主たる営業所又は事務所について登録を受けない限り、国内にある者を相手方として金商法第28条第8項各号に掲げる行為（以下「有価証券関連業に係る行為」という。）を行うことはできない。 他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、有価証券関連業に係る行為についての勧誘をすることなく、あるいは金融商品取引業者（第一種金融商品取引業に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者の注文を受けて外国からその者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことについては許容されている。</p>	<p>・ 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）</p> <p>- 1 <u>外国証券業者に対する基本的考え方</u></p> <p>- 1 - 1 <u>外国証券業者に関する法令の基本的考え方</u> 外国証券業者は、日本国内における有価証券関連業の本拠として設ける主たる営業所又は事務所について登録を受けない限り、国内にある者を相手方として金商法第28条第8項各号に掲げる行為（以下「有価証券関連業に係る行為」という。）を行うことはできない。 他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、有価証券関連業に係る行為についての勧誘をすることなく、あるいは金融商品取引業者（第一種金融商品取引業に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者の注文を受けて外国からその者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことについては許容されている。 <u>また、外国証券業者は、金商法第60条第1項に基づく当局の許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる。当該業者に対しては、 - 2で示す留意点を踏まえて監督するもの</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(2) 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 (略)</p> <p>— (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>— (略)</p> <p>イ・～ハ (略)</p> <p>— (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>とする。</p> <p>- 1 - 2 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>—・— (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>—～— (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>- 2 業務の適切性(取引所取引許可業者)</p> <p>(1) 当局の許可を得て取引所取引業務(金商法第 60 条第 1 項に規定する業務をいう。以下同じ。)を行う外国証券業者(以下「取引所取引許可業者」という。)の業務の適切性については、<u>- 2 - 1 ((1) を除く。)、 - 2 - 5、 - 2 - 7、 - 2 - 8、 - 2 - 9、 - 3 - 1 - 1、 - 3 - 1 - 5、 - 3 - 2 (- 3 - 2 - 2、 - 3 - 2 - 3 (2)(3)、 - 3 - 2 - 4、 - 3 - 2 - 5 を除く。)</u>に準じて検証することとする。なお、取引所取引許可業者は、基本的に海外当局の監督下にあることを踏まえ、実質的に国内で求められるものと同等の業務運営がなされていると認められる場合には、具体的な業務運営の方法は問わないことに留意する。</p> <p>(2) 事故等に対する監督上の対応 事故等(金商業等府令第 223 条第 10 号に規定する法令等に反する行為をいう。以下同じ。)に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。 <u>取引所取引許可業者から事故等にかかる届出書の提出があった</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p>場合は、以下の点を確認するものとする。</p> <p><u>イ．コンプライアンス規程等に則り内部管理部門・内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。</u></p> <p><u>ロ．事故の発生部署とは独立した部署（内部監査部門等）において事故の調査・解明を実施しているか。</u></p> <p><u>事故等と、取引所取引許可業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。</u></p> <p><u>イ．当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。</u></p> <p><u>ロ．当該事故等の内容が我が国金融商品市場にどのような影響を与えるか。</u></p> <p><u>ハ．内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u></p> <p><u>ニ．再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。</u></p> <p><u>ホ．当該事故等の発覚後の対応が適切か。</u></p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p><u>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された取引所取引許可業者の業務上・財務上の課題については、国内における代表者を通じてこと等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第60条の11の規定に基づく報告を求めることを通じて、取引所取引許可業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、日頃より、取引所取引許可業者が会員となっている金融商品取引所や、情報交換の取決めを締結している海外当局との情報交換等を積極的に行うことを通じ、取引所取引許可業者の課題の早期把握・解消に努めるものとする。なお、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第60条の8第1項の規定に基づく業務改善命令や業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>3 諸手続（取引所取引許可業者）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>- 3 - 1 許可</p> <p><u>金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、 - 3 - 1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) 許可手続</p> <p><u>許可申請書の印章</u> 記載上の注意事項にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない場合が該当する。</p> <p><u>許可申請書の添付書類</u></p> <p>イ．住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。</p> <p> a．住所</p> <p> b．氏名</p> <p> c．生年月日</p> <p>ロ．国内に在留する外国人が提出した外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第 221 条第 6 号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p> <p><u>許可までの間の留意事項等</u></p> <p>イ．許可申請者に対しては、許可されるまでは取引所取引業務を行わないように注意喚起するものとする。</p> <p>ロ．許可申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。</p> <p> なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、 - 2 で準用する - 2 - 1 に留意するものとする。</p> <p><u>許可申請者への通知</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>金商法第 60 条第 1 項の許可を行った場合は、許可通知書を許可申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>許可の条件</u></p> <p><u>自己の勘定による取引のみを行うために金商法第 60 条第 1 項の許可の申請を行う外国証券業者については、申請業務を適切に行うことができるかどうかを審査することとするが、当該外国証券業者が当該許可を受けた後に、新たに海外顧客の委託注文の取次ぎ業務を行おうとする場合には、当該業務を適切に行うことができるかについて、改めて審査する必要がある。したがって、自己の勘定による取引所取引業務のみを行う外国証券業者に対して許可を付与するときは、許可申請時に申請された業務以外を行おうとする場合には、あらかじめ当局の承認を必要とする旨の条件を付すこととする。</u></p> <p><u>許可の拒否</u></p> <p><u>イ．許可を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して異議申立てできる旨を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>ロ．許可拒否通知書には、拒否の理由に該当する金商法第 60 条の 3 第 1 項各号のうちの該当する号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</u></p> <p><u>(2) 審査事項</u></p> <p><u>法人形態の項目</u></p> <p><u>金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号イに規定する取締役会設置会社と同種類の法人であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</u></p> <p><u>イ．意思決定機関として、複数の役職員からなる合議機関を設置しているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>ロ．意思決定機関の体制は、参加者それぞれの牽制が働き、外国証券業者の経営が特定の役員の意思に左右されることがないように配慮されたものとなっているか。</u></p> <p><u>ハ．代表者は、複数の役職員による合議等により定めることとされているか。</u></p> <p><u>ニ．内部管理部門から営業部門等に対し、適切に牽制が働く体制が整備されているか。</u></p> <p><u>ホ．独立した内部監査部門又は外部監査人等により、監査が有効に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p><u>体制審査の項目</u></p> <p><u>金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号ルに規定する、取引所取引業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</u></p> <p><u>イ．その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。</u></p> <p><u>a．経営者及び常務に従事する役員が、その経歴及び能力等に照らして、取引所取引業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。</u></p> <p><u>b．常勤役職員の中に、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している業務運営の適切性の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び取引所取引業務の公正かつ適確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有する者が確保されていること。</u></p> <p><u>c．取引所取引業務の適確な遂行に必要な人員が適切な部門に配置され、内部管理等の責任者が営業部門から独立して配置されるなど、適正に業務を遂行できる組織体制、人員構成にあること。</u></p> <p><u>d．取引所取引店（金商法第 60 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>取引所取引業務を行う営業所又は事務所をいう。以下同じ。) <u>それぞれに、取引所取引と同種類の取引に係る業務を3年以上行っている常勤役職員が複数確保されていること。</u></p> <p>e. <u>取引所取引業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>) 帳簿書類・報告書等の作成、管理</u> <u>) 電算システム管理</u> <u>) 売買管理</u> <u>) 苦情・トラブル処理</u> <u>) 内部監査</u> <u>) 研修</u> <p>f. <u>委託による取引を行おうとする場合には、インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を未然に防止するための注文管理・売買審査体制が整備されていること。</u></p> <p>g. <u>日本国内の投資者との間の有価証券関連業に係る行為を防止する観点から、<u> - 1 - 2 (2) に掲げる措置を講じるための体制が整備されていること。</u></u></p> <p>h. <u>日本における代表者として、監督当局による報告徴求等に対し、取引所取引店や本店と適切に連携を図り、的確に対応できる者が選任されていること。</u></p> <p>ロ. <u>以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は取引所取引業務を行う使用人のうちに、取引所取引業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、取引所取引許可業者の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。</u> b. <u>禁固以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、純詐欺、恐喝、未遂罪)の罪に問</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>われた場合に留意すること。</u></p> <p><u>その他</u></p> <p><u>イ．金商業等府令第 221 条第 9 号に定める「不正な取引の防止を図るために講じている措置を記載した書面」により、インサイダー取引を防止するための措置、発注制限措置、及び委託取引を行う場合には、不正取引を未然に防止するための注文管理・売買管理体制が整備されていることを確認するものとする。</u></p> <p><u>ロ．金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号口の審査にあたっては、本店及び取引所取引店が所在するすべての国において登録等を受けていることを、添付資料や、必要に応じて、海外当局との情報の提供に関する取決めなどを用いて確認するものとする。</u></p> <p><u>ハ．金商法第 60 条の 3 第 1 項第 2 号の審査に当たっては、海外当局への連絡等を通じて、我が国が行う調査協力の要請に応ずる旨の海外当局による保証の実効性を確認するものとする。</u></p> <p><u>ニ．金商法第 60 条の 3 第 1 項第 3 号の審査に当たっては、我が国金融商品取引所に対し、外国金融商品取引市場開設者との間で締結される情報の提供に関する取決めの実効性の確認を求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、当該「情報の提供に関する取決め」は、個別の取引所間での取決めに限定されるものではなく、市場間監視グループ（Intermarket Surveillance Group（ISG））その他取引所間での情報提供が適切に行われるものであれば、複数取引所間での情報交換の枠組みであっても認められる場合があることに留意する。</u></p> <p><u>- 3 - 2 届出</u></p> <p><u>取引所取引許可業者の届出については、 - 3 - 2（2）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>（1）変更等の届出に係る留意事項</u></p> <p><u>取引所取引許可業者から金商法第 60 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>定に基づく届出書を受理した場合には、当該許可外国証券会社に対して、国内における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 60 条の 11 の規定に基づく報告を求めると通じて、その内容及び適切性を把握・確認することとする。また、<u>重大・悪質な法令等違反行為があると認められる等の場合には、金商法第 60 条の 8 第 1 項に基づく許可の取消しや業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></u></p> <p>(2) 取引所取引店の追加等の届出に係る留意事項</p> <p><u>取引所取引許可業者から金商法第 60 条の 5 第 1 項の規定に基づき、取引所取引店の追加又は取引参加者となる金融商品取引所の追加に係る届出書を受理した場合には、当該取引所取引店の人的構成・業務の適切性について、金商法第 60 条の 3 第 1 項各号の規定による許可拒否の事由の存しないことについて確認するものとする。</u></p> <p>- 3 - 3 業務に関する帳簿書類関係</p> <p><u>業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、 - 3 - 3 に準ずるものとする。なお、 - 3 - 3 において「支店」とあるのは、「取引所取引店」と読み替えるものとする。</u></p>